

平成 20 年 3 月期 中間決算短信

平成 19 年 11 月 19 日

会 社 名 株式会社 島根銀行
 代 表 者 (役職名) 取締役頭取
 (氏名) 田頭 基典
 問合せ先責任者 (役職名) 人事財務グループ部長
 (氏名) 重村 欣伸
 半期報告書提出予定日 平成 19 年 12 月 5 日

URL <http://www.shimagin.co.jp>

TEL (0852) 24 - 1234
 配当支払開始予定日 平成 19 年 12 月 7 日
 特定取引勘定設置の有無 無

1. 19 年 9 月中間期の連結業績 (平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 19 年 9 月 30 日) (百万円未満、小数点第 1 位未満は切捨て)

(1) 連結経営成績 (%表示は対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19 年 9 月中間期	5,239	10.0	2,017		2,320	
18 年 9 月中間期	4,762	5.0	237	69.4	155	66.3
19 年 3 月期	10,027		644		389	

	1 株当たり中間 (当期)純利益	潜在株式調整後 1 株 当たり中間(当期)純利益
	円 銭	円 銭
19 年 9 月中間期	49.94	
18 年 9 月中間期	3.35	
19 年 3 月期	8.39	

(参考) 持分法投資損益 19 年 9 月中間期 2 百万円 18 年 9 月中間期 1 百万円 19 年 3 月期 2 百万円

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率 (注 1)	1 株当たり純資産	連結自己資本比率 (国内基準) (注 2)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
19 年 9 月中間期	335,138	13,045	3.8	280.50	8.43
18 年 9 月中間期	337,375	15,443	4.5	332.09	9.21
19 年 3 月期	335,524	15,832	4.7	340.48	9.60

(参考) 自己資本 19 年 9 月中間期 13,029 百万円 18 年 9 月中間期 15,428 百万円 19 年 3 月期 15,817 百万円

(注 1) 「自己資本比率」は、〔中間期末(期末)純資産の部合計 - 中間期末(期末)少数株主持分〕を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

(注 2) 「連結自己資本比率(国内基準)」は、平成 19 年 3 月期より「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 19 号)」に基づき算出しております。

なお、平成 18 年 9 月中間期は旧基準により算出しております。

(3) 連結キャッシュ・フローの状況

	営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
	百万円	百万円	百万円	百万円
19 年 9 月中間期	13,828	7,798	517	10,365
18 年 9 月中間期	3,856	6,379	116	4,027
19 年 3 月期	6,759	8,339	234	4,852

2. 配当の状況

	1 株当たり配当金		
	中間期末	期末	年間
(基準日)	円 銭	円 銭	円 銭
19 年 3 月期	2.50	2.50	5.00
20 年 3 月期	2.50		5.00
20 年 3 月期 (予想)		2.50	

3. 20 年 3 月期の連結業績予想 (平成 19 年 4 月 1 日 ~ 平成 20 年 3 月 31 日)

(%表示は対前期増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益		1 株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通 期	10,720	6.9	2,010		2,520		54.25

4. その他

(1) 期中における重要な子会社の異動（連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動） 無

(2) 中間連結財務諸表作成に係る会計処理の原則・手続、表示方法等の変更
 会計基準等の改正に伴う変更 有
 以外の変更 有

(3) 発行済株式数（普通株式）

期末発行済株式数（自己株式を含む）	19年9月中間期	46,560,000株
	18年9月中間期	46,560,000株
	19年3月期	46,560,000株
期末自己株式数	19年9月中間期	109,607株
	18年9月中間期	100,262株
	19年3月期	104,977株

(注) 1株当たり中間（当期）純利益（連結）の算定の基礎となる株式数については、30ページ「1株当たり情報」をご覧ください。

(参考) 個別業績の概要

1. 19年9月中間期の個別業績(平成19年4月1日～平成19年9月30日)

(1) 個別経営成績 (％表示は対前年中間期増減率)

	経常収益		経常利益		中間(当期)純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
19年9月中間期	4,128	12.6	2,044		2,336	
18年9月中間期	3,664	4.2	168	76.0	111	73.1
19年3月期	7,785		522		301	

	1株当たり中間(当期)純利益	
	円	銭
19年9月中間期	50.29	
18年9月中間期	2.39	
19年3月期	6.49	

(2) 個別財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率(注1)	1株当たり純資産	単体自己資本比率(国内基準)(注2)
	百万円	百万円	%	円 銭	%
19年9月中間期	330,907	12,497	3.7	269.05	8.29
18年9月中間期	333,062	14,956	4.4	321.92	9.13
19年3月期	331,401	15,301	4.6	329.37	9.49

(参考) 自己資本 19年9月中間期 12,497百万円 18年9月中間期 14,956百万円 平成19年3月期 15,301百万円

(注1) 「自己資本比率」は、中間期末(期末)純資産の部合計を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。

(注2) 「単体自己資本比率(国内基準)」は、平成19年3月期より「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号)」に基づき算出しております。

なお、平成18年9月中間期は旧基準により算出しております。

2. 20年3月期の個別業績予想(平成19年4月1日～平成20年3月31日)

(％表示は、対前期増減率)

	経常収益		経常利益		当期純利益		1株当たり当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通 期	8,470	8.7	2,110		2,580		55.54

業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

上記の予想は、本資料の発表日現在において入手可能な情報に基づき作成したものであり、実際の業績は、今後様々な要因によって予想数値と異なる結果となる可能性があります。

通期の業績予想に関する事項につきましては、平成19年10月26日公表の「平成19年9月中間期及び平成20年3月期の業績予想の修正に関するお知らせ」をご参照下さい。

1. 経営成績

(1) 経営成績に関する分析

(当期の概要)

平成 19 年度上半期のわが国の経済情勢は、輸出が横ばいから緩やかな増加へと転じ、企業収益の改善や需要の増加が続く中、設備投資は後半に弱さがみられたものの、増加基調が続くなど、企業部門は好調さを維持してまいりました。また、家計部門は、総じて所得が底堅く推移したことを背景に、個人消費は持ち直しから横這い圏内で推移し、全体として景気は一部に弱さがみられるものの、回復が続いてまいりました。一方、地域間による経済格差が広がってきているほか、今後の景気に与える影響として、米国の信用力の低い個人向け住宅融資(サブプライムローン)問題に端を発した米国経済や、原油価格をはじめとする国際商品市況の動向が注視されてきております。

こうした中、当地山陰の経済情勢は、製造業の生産が増加基調にあり、雇用・所得情勢も総じて緩やかに改善してまいりました。また、個人消費は、足もと一部に弱い動きがみられたものの、緩やかに持ち直してきており、景気は総じてみれば緩やかな回復が続いてまいりました。一方で、公共投資や、住宅投資の減少傾向が続く中、不動産、小売、建設、卸売といった業種では業況感が悪化しているなど、非製造業の一部では厳しい状況が続いており、全国ベースと比較すると、景気回復感は依然乏しい状況にあります。

金融面では、このような経済情勢等を踏まえ、政策的に誘導する無担保コール翌日物金利の改定は、平成 19 年 2 月以降見送られてきました。また、金融商品取引法の施行、パーゼルへの対応など、金融機関を取り巻く環境が大きく変化してきております。このため、当行は独自の金融商品・サービスの提供や地域密着型金融の推進を図るとともに、顧客保護ルールの遵守徹底やリスク管理態勢の充実・強化等の各種取組みを進めてまいりました。

その結果、平成 19 年度上半期の経営成績は次のとおりとなりました。

連結ベースの預金につきましては、キャンペーン定期預金の販売などにより個人預金が増加したことなどから、預金全体では、上半期中に 33 億円増加し 3,115 億円となりました。

連結ベースの貸出金につきましては、住宅ローンを中心とした個人向け融資が増加したものの、法人向け融資が資金需要の低迷などにより減少したため、貸出金全体では、上半期中に 32 億円減少し、2,270 億円となりました。

連結ベースの有価証券は、安全性の高い国債を中心とした運用に努めた結果、有価証券全体では、上半期中に 61 億円増加し、763 億円となりました。

連結ベースの個人預り資産につきましては、順調に増加しており、個人預金が上半期中に 8 億円増加の 2,159 億円、投資信託・公共債・年金保険が全体で上半期中に 52 億円増加の 315 億円となり、個人預り資産全体では、上半期中に 60 億円増加の 2,474 億円となりました。

連結ベースの損益の状況につきましては、経常収益が、貸出金利息や有価証券利息配当金などの資金運用収益や、投資信託窓口販売手数料などの役務取引等収益の増加などにより、全体では前年同期比 477 百万円増収の 5,239 百万円となりました。一方、経常費用は、預金金利の上昇により資金調達費用が増加したことや、当地の経済情勢が依然として厳しい状況にある中、地域に根ざした銀行として地域経済を支え育てていくという重要な使命を実現していく上で、より厳格化した自己査定の実施が必要であるとの判断のもと、保守的に貸倒引当金を積み増したことなどにより、前年同期比 2,732 百万円増加の 7,257 百万円となりました。この結果、経常利益は前年同期比 2,255 百万円の減益となり、経常損失 2,017 百万円を計上いたしました。また、中間純利益は前年同期比 2,476 百万円減益となり、中間純損失 2,320 百万円を計上いたしました。

連結自己資本比率(国内基準)は、「銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 19 号)」に基づき算出しております。その結果、連結自己資本比率(国内基準)は 8.43%となりました。

(次期の見通し)

当行グループの平成 20 年 3 月期の業績見通しは、連結経常収益 10,720 百万円、連結経常損失 2,010 百万円、連結当期純損失 2,520 百万円となっております。

(2) 財務状態に関する分析

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、有価証券の取得による支出等、投資活動によるキャッシュ・フローにより減少しましたが、預金の増加、貸出金、コールローン等、預け金の減少等、

営業活動によるキャッシュ・フローの増加が上回ったことから、当中間連結会計期間末の資金残高は、前年同期比 6,338 百万円増加の 10,365 百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動により得られた資金は、13,828 百万円（前中間連結会計期間は 3,856 百万円の獲得）となりました。これは主に、預金の増加、貸出金、コールローン等、預け金の減少によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動により使用した資金は、7,798 百万円（前中間連結会計期間は 6,379 百万円の使用）となりました。これは主に、有価証券の売却による収入、有価証券の償還による収入を有価証券の取得による支出が上回ったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動により使用した資金は、517 百万円（前中間連結会計期間は 116 百万円の使用）となりました。これは主に、劣後特約付借入による収入を劣後特約付借入金金の返済による支出が上回ったことおよび配当金の支払によるものであります。

(3) 利益配分に関する基本方針及び当期・次期の配当

当行の利益配分につきましては、公共性・社会性を認識し、地域金融機関としての使命を遂行しながら、自己資本充実による経営体質の強化を図り、株主の皆さまに対する利益還元につきましては、継続かつ安定した配当を実施することを基本方針としております。

(4) 事業等のリスク

当行及び当行グループの事業等のリスクに関して、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当中間連結会計期間末現在において当行グループが判断したものでございます。

・信用リスク

不良債権に関しては、地域経済の動向、不動産価格の変動、融資先の経営状況の変動などにより不良債権及び与信関連費用が増加し、資産の価値が減少するおそれがあり、当行及び当行グループの経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

貸倒引当金に関しては、融資先の状況、差し入れた担保の価値等に基づいて計上しておりますが、実際の貸倒が貸倒引当金計上時における見積と乖離し、貸倒引当金が不十分となったり、担保価格の下落、又はその他の予期せざる理由により、貸倒引当金の積増しが必要となるおそれがあります。

融資については、融資基本方針に基づき信用格付を主体とした信用リスクの管理強化を行っております。また、信用リスク管理の厳格化を図るため、審査の徹底、事後管理の充実、担保の徴求、保証の取得などの手法により、厳正な審査基準に基づいて融資判断と取引先の管理を行っております。

・市場リスク

当行は、市場性のある株式、債券等の有価証券を保有しております。有価証券については、市況の変動による価格の下落により、減損又は評価損が生じ、当行の経営成績や財務状況に影響を及ぼす可能性があります。

また、資金運用手段である貸出金の貸出金利、債券投資等の利回り、資金調達手段である預金の金利は市場金利の影響を受けております。このため、資金運用と資金調達との金額・期間のミスマッチが存在している状況において、市場金利が変動することによって、当行の経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行では、資金運用勘定、資金調達勘定のポジションや損益状況を把握し、今後の見通しを踏まえ、リスクを適切にコントロールしつつ、安定的な収益を確保することを目的として、市場リスク管理を行っております。

・流動性リスク

予期せぬ資金の流出等により、通常よりも著しく高い金利での資金調達や、商品によっては、市場規模や厚み・

流動性が不十分なこと等により、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる可能性があります。

当行では、担当部署において運用予定額、調達可能額の把握を行い、安定した資金繰りを行っております。また、流動性危機時における対応策を策定し、危機管理体制を確立しております。

・オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の業務の過程、役職員の活動若しくはシステムが不適切であること又は外生的な事象により損失を被るリスクをいい、当行では、「事務リスク」、「システムリスク」、「法務リスク」及び「レピュテーションリスク」に分けて捉え、それぞれに適切なリスク管理を行っております。

事務リスクについては、役職員が事務の基本を怠ったり、事故・不正等により、損失を被るあるいは信用が失墜する可能性があります。

当行及び当行グループでは、業務や取引内容の多様化・複雑化及び取引量の増加により増大する事務リスクに対し、事務のシステム化と併せ、正確かつ迅速な事務取扱いを行うためリスク管理を重視した事務取扱いを定め、遵守しております。

システムリスクについては、地震等の天災、ハードウェア・ソフトウェアの障害やコンピュータ犯罪などにより、システムのダウン又は誤作動などのシステムリスクが発生する可能性があります。

当行及び当行グループでは、経営危機管理規程に基づいて、災害等不測の事態に備えて万全の体制をとっております。

法務リスクについては、法令規程等の違反、不適切な契約の締結や、その他法的原因により、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行及び当行グループでは、法改正等を含め準拠法令等に対応した内部規程の整備を図るために、諸規程の制定・改定等を適切に行っております。

レピュテーションリスクについては、金融業界及び当行グループに対する事実無根かつ否定的な噂が報道機関ならびにインターネットなどを通じて世間に流れることで、顧客やマーケット等において評判が悪化し、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行及び当行グループでは、風評リスク対応規程を制定し、万一リスクが発生した場合の対応を定め、リスクに対して機動的な対応ができるように体制を整備しております。

・地域経済の動向に伴う影響を受けるリスク

地域金融機関である当行は、島根県、鳥取県の山陰地区を営業基盤としていることから、山陰地区の経済環境が悪化した場合、業容の拡大が見込めないこと、また、信用リスクが増加するなど、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行及び当行グループでは、地域経済動向を常に注視しながら、お客さまの動向やニーズをいち早くキャッチし、迅速かつ的確な対応に努めております。

・地域金融機関との競争に伴う業績変動リスク

近年の金融制度の規制緩和に伴い、固有の金融業だけでなく異業種による新規参入などの競争は一段と激化しております。当行の営業基盤である山陰地区においても多数の金融機関が存在しており、他の金融機関との競争により優位性を得られない場合、当行及び当行グループの経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行では、他の金融機関との競争で優位性を得られるように、お客さまのニーズに対して迅速かつ的確な対応に努め、地域社会の発展に貢献し、信頼され、愛される銀行となるよう邁進しております。

・自己資本比率に関するリスク

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、「銀行法第 14 条 2 の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成 18 年 3 月 27 日 金融庁告示第 19 号）」の国内基準が適用され、同告示に基づき算出される連結自己資本比率及び単体自己資本比率を 4% 以上に維持する必要があります。経営環境の悪化等による業績悪化や自己資本比率の算出基準・方法の変更等により、この要求される基準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

当行では、資産の健全化を図りながら、より高い水準の自己資本比率を目指しております。

・退職給付債務に関するリスク

年金資産の時価が下落した場合や年金資産の運用利回りが低下した場合、又は予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提・仮定に変更があった場合には損失が発生する可能性があります。また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生する可能性や、金利環境の変動その他の要因により年金の未積立債務及び年間積立額にマイナスの影響を与える可能性があります。

・繰延税金資産に関するリスク

繰延税金資産の計算は、将来に関する様々な予測・仮定に基づいており、実際の結果がこの予測や仮定とは異なる可能性があります。将来の課税所得の予測に基づいて、繰延税金資産の一部又は全部の回収ができないと判断した場合、繰延税金資産は減額され、その結果、当行及び当行グループの経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

・説明責任に関するリスク

平成 19 年 9 月に金融商品取引法が施行され、リスク性商品等の販売に係る顧客説明の徹底や商品選定時の適合性チェックなど、従来以上に厳格な対応が求められております。

当行及び当行グループでは、顧客保護等管理態勢に関する規程等を整備し、お客さまに対するお取引または商品の説明及び情報提供、お客さまからのお問合せ、ご相談、ご要望及び苦情等へ適切に対処するなど、お客さまの保護及び利便性の向上に努めております。

・情報漏えいリスク

平成 17 年 4 月に個人情報保護法が施行され、個人情報の取扱いが厳格化され、罰則規定が設けられました。多くのお客さまの個人情報や内部機密情報が、悪意のある第三者によるコンピュータへの侵入や役職員及び委託先による人為的なミス・事故などにより外部へ漏えいした場合、企業信用が失墜し、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行及び当行グループでは、情報管理に関する規程を整備し、情報漏えいが発生しないように体制の確立ならびに情報の管理方法などのルール化を図り、最大限の管理徹底に努めております。

・規制及び制度等の変更に伴うリスク

法令、規則、政策及び会計基準等に従って業務を遂行しておりますが、将来にわたる規制及び制度等の変更が、経営成績や財務状況に影響を与える可能性があります。

当行及び当行グループでは、これに対処するため、規制及び制度等の変更点について事前把握に努めており、法施行日に合わせて、必要対応事項及びメリット・デメリット（リスク）等を十分に分析・検討し、万全の体制を構築して法改正に対処しております。

・経営計画が未達となるリスク

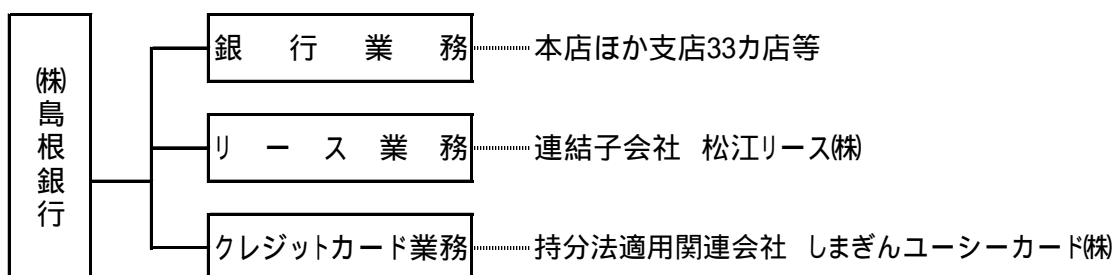
当行では、平成 18 年度より、中期経営計画「信頼と貢献」〔Confidence & Contribution〕（平成 18 年 4 月～平成 20 年 3 月）を策定し、取り組んでおります。本経営計画では、目標とする経営ビジョンを掲げ、基本方針に基づいて諸施策を積極的に展開し、目標達成に向けて実践しております。

しかしながら、計画期間中に、競争の激化等経営環境の変化、経済環境の低迷、お客さまの経営状態の悪化など、内的・外的要因により計画が未達成となる可能性が内在し、未達成に終わった場合はレピュテーションリスク等の影響が考えられます。

当行では、IR 活動の実施や四半期毎のミニ・ディスクロージャー誌の発行など情報開示を実施することなどにより経営の透明性の確保に積極的に努めております。

2. 企業集団の状況

当行グループの事業系統図は、次のとおりであります。



当行グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

(銀行業務)

当行の本店ほか支店 33 カ店等においては、預金業務、貸出業務、商品有価証券売買業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を行っており、中核業務と位置づけております。

(リース業務)

連結子会社松江リース(株)においては、事業向け金融サービスの一環としてリース業務を展開しております。

(クレジットカード業務)

持分法適用関連会社しまぎんユーシーカード(株)においては、個人リテール戦略の一環としてクレジットカード業務を展開しております。

3. 経営方針

(1) 会社の経営の基本方針

当行は地域金融機関として、常に魅力あるサービスを提供することが、地域社会の発展に貢献し、信頼される銀行になるという考えのもと、創造力豊かで、活力にみちた、明るい人間集団をつくることを経営理念としています。

(2) 目標とする経営指標

当期純利益	5 億円
不良債権比率	5.8%程度
自己資本比率	9.1%程度

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当行は、これまでに構築してきた基盤を更に強固なものにするために、中期経営計画「信頼と貢献」〔Confidence & Contribution〕(平成 18 年 4 月～平成 20 年 3 月)を策定し取組んでおります。

本計画においては、「コーポレート・ガバナンスの確立」、「コンプライアンスの高度化」、「リスク管理の高度化」、「収益性・健全性の向上」を経営戦略の支柱とし、その具体化としては、「営業の強化」、「財務の強化」、「人材の強化」、「組織の強化」を掲げ、詳細・具体化の施策を明示し、これらの強力かつ着実な実践により、「企業価値の向上」を図り、「お客さまとのリレーションシップの強化」、「株主に対して安定したリターン確保」、「行員が自己実現できる体制の構築」の実現を目指します。

(4) 会社の対処すべき課題

金融機関を取り巻く環境は、米国など世界経済について不確実性が存在しているものの、日本経済は引続き緩やかに拡大し、当地山陰におきましても、設備投資は製造業・非製造業ともに増加基調にあり、景気は一部に弱い動きがみられるものの、総じてみれば緩やかに回復して参りました。しかしながら、全国ベースと比較すると景気回復の実感に乏しい状況にあります。

このような状況下、お客さまのニーズに積極的に応え、お客さまから信認を得て、地域社会の発展に貢献していくためには、「収益性の向上」、「健全性の向上」による当行の企業価値の向上が欠かせないものと考えております。

当行は、平成 18 年度より中期経営計画「信頼と貢献」〔Confidence & Contribution〕(平成 18 年 4 月～平成 20 年 3 月)を策定し、その実践に取組んでおります。本計画では、「営業の強化」、「財務の強化」、「人材の強化」、「組織の強化」の 4 つの戦略の強力かつ着実な実践に努めることといたしており、これにより「収益性・健全性の向上」を図るとともに、経営の最重要課題の一つである「コンプライアンスの高度化」、「リスク管理の高度化」についても、進化・発展させ、併せて「コーポレート・ガバナンスの確立」を実現し、創業来築き上げた基盤をさらに揺るぎのないものとする事で、地域のお客さま、株主の皆さまからの信頼を高め、地域金融機関として、地域社会の発展に貢献していくことといたしております。

地域密着型金融の推進につきましては、「地域密着型金融推進計画(平成 17 年 4 月～平成 19 年 3 月)」を通じ、地域金融機関として地域経済の活性化を図り、地域に貢献していくことを目的に、様々な施策を実践して参りました。

平成 19 年度におきましても、中期経営計画「信頼と貢献」に基づき、ライフサイクルに応じたお取引先企業の支援の一層の強化、事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底、地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献の視点から、地域密着型金融の推進に向けた様々な取組みを積極的に実施しているところであります。

なお、当行は、平成 19 年 9 月中間決算において、株式会社松江相互銀行として発足以来、初めての赤字を計上いたしました。この要因につきましては、当地の経済情勢が依然として厳しい状況にある中、地域に根ざした銀行として地域経済を支え育てていくという重要な使命を実現していく上で、より厳格化した自己査定の実施が必要であるとの判断のもと、保守的に貸倒引当金を積み増したことが主要因でございます。

今後においては、地域金融機関としての使命と役割を再認識し、役職員一丸となって、業績回復に努めますとともに、地域社会の発展に向け邁進して参る所存でございます。

(5) コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

・コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当行は、経営理念に基づき、様々な経営施策を行っていく上において、株主の皆さまやお客さまをはじめ、従業員等全てのステークホルダーと信頼関係を確立することが、重要であるという認識のもと、コーポレート・ガバナンスの強化に向け、取り組んでおります。

・会社の機関の内容

当行は、監査役制度を採用しており、委員会等設置会社制度は選択しておりません。

取締役会は、平成 19 年 9 月 30 日現在 6 名の取締役（社内取締役のみ）で構成し、当行の経営に関する重要事項について決議を行っており、毎月 1 回その他必要に応じて随時開催し、監査役も出席しております。

取締役会の定めた経営方針に基づく主要事項の取組みについて協議・意思決定を行う機関として経営会議を開催し、迅速な組織運営に努めております。同会議におきましても監査役が出席しております。

監査役会は、平成 19 年 9 月 30 日現在 4 名の監査役（うち 3 名は社外監査役）からなり、毎月 1 回その他必要に応じて随時開催し、監査に関する重要事項に関する報告を受け、協議・決定を行っております。

・内部統制システムの整備の状況

当行は、会社法における法令等遵守態勢及び業務の適切性を確保するための具体である内部統制システムの構築に係る基本方針を取締役に於いて決議しております。そして、その基本方針に基づき、金融機関経営の基本である「信用」の維持・向上と、社会的責任を果たすため、コンプライアンス（法令遵守）及びリスク管理を適切に行い、もって、経営の健全性及び適切性の確保に努めております。

コンプライアンスにつきましては、確固とした企業倫理を確立すべく取り組んでおります。具体的な取組みといたしましては、コンプライアンス態勢の基礎として「コンプライアンス規程」を制定し、実践に関わる具体的な手引書として「コンプライアンスマニュアル」を定め、すべての部署に備え置き、一部の内容を除き、全役職員に配付し、啓蒙に努めております。

コンプライアンスにおける内部管理については、コンプライアンスの実行性を高めるために、コンプライアンス態勢全体の統合的な運営計画として「統合プログラム」を、営業店及び本部のコンプライアンスの具体的な運営計画として「個別プログラム」を半年ごとに策定し、取締役会に諮っております。また、運営・管理状況については、全体的な運営状況を一元的に管理する統括部署を設置し、四半期毎に経営会議、半期毎に取締役会へ運営・管理状況を報告し、内部統制に努めております。また、平成 19 年 9 月より施行された金融商品取引法に対応するため、「顧客保護等管理規程」を制定するなど、顧客保護等管理態勢に関わる規程等の整備を実施し、お客様に対するお取引または商品の説明及び情報提供、お客様からのお問合せ、ご相談、ご要望及び苦情、お客様の情報漏えい防止等、お客様の保護及び利便性の向上、ならびに業務の健全性と適切性の確保を目的とした態勢の整備を図っております。

リスク管理につきましては、リスク管理の取組みを当行全体の活動の中に定着させ、役職員の各々が日々の業務活動の中でリスク管理を意識・実践していくことを基本方針としております。

リスク管理の取組みにつきましては、リスクの適切な把握と管理のために、リスク管理態勢の基礎として「リスク管理規程」を制定し、各リスク管理の「統括管理部署」、「所管部署」及び「リスク管理責任者」を置いております。また、リスク管理の実施につきましては、各リスクに応じた管理方針及びリスクの測定、モニタリングの手法を定めた「リスク管理細則」を策定しリスク管理を行っております。更に、各所管部署が管理しているリスクを統合的に管理するための「統合的リスク管理方針」を策定し取締役会に諮り、半期毎に経営会議並びに取締役会に、運営・管理状況を報告し、内部統制に努めております。

平成 15 年 3 月の「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正により、任意の制度として導入された、有価証券報告書への「代表者確認書」の添付については、金融庁より地域金融機関に対し、「金融改革プログラム」の「工程表」を踏まえ、平成 18 年 3 月期より添付するよう要請され、当行では、規程等の改定を実施し、決算に関連する業務プロセスに関する体制及び有価証券報告書等の作成に関する各プロセスチェックリストを定めるなどの整備を図り、「代表者確認書」を添付しております。

また、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査制度」への対応については、本部横断的な組織体制を編成し、外部コンサルタントの助言を受け、内部統制の文書化及び有効性評価のための仕組みの構築を進めており、内部統制の評価を適切に実施する体制を整備して参ります。

・内部監査部門及び監査役、会計監査の状況

内部管理態勢等の適切性及び有効性の検証については、他の内部管理組織から独立した業務監査室がすべての組織と業務を対象として行っており、業務監査会議並びに取締役会に報告しております。なお、平成 19 年 9 月 30 日現在、業務監査室の人員は 7 名であります。

監査役は、取締役の職務執行を監査するとともに、監査役会は会計監査人による外部監査の結果について報告を受け、その適切性をチェックしております。

会計監査は、監査契約を結んでいるあずさ監査法人の監査を受けており、定期的な財務諸表監査のほか、会計上の課題についても随時確認を行うなど会計処理の適切性に努めております。

・内部監査部門と会計監査との連携状況

会計監査人による会計監査における指摘・指導事項の対応については、会計監査の統括部署と業務監査室が協議の上決定し、その結果を取締役会及び監査役に報告しております。

・会計監査と監査役との連携状況

監査役は、会計監査人による会計監査への立会いを実施することで状況把握に努め、監査役会への報告により情報の共有化を図っております。また、会計監査人との間で報告会や意見交換会等を開催しており、現状認識の統一を図っております。

・監査役と内部監査部門との連携状況

常勤監査役は、業務監査室が主催する「業務監査会議」に毎回出席しており、付議・報告事項の内容を把握した上でその内容を監査役会に報告し、情報の共有化を図っております。また、常勤監査役は、業務監査室が実施している営業店拠点監査への立会いも適時実施しており、監査結果等についても監査役会に報告しております。

今後も内部監査部門及び監査役と会計監査との連携を一層強化し、内部管理態勢の強化を図って参ります。

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 1社

会社名

松江リース株式会社

非連結の子会社及び子法人等はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等 1社

会社名

しまぎんユーシーカード株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 1社

4. 中間連結財務諸表

(1) 中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年中間期末(A)	平成19年中間期末(B)	比較(B-A)	平成18年度末(C)	比較(B-C)
(資 産 の 部)					
現 金 預 け 金	13,209	13,059	150	10,477	2,582
コールローン及び買入手形	11,400	8,000	3,400	10,500	2,500
買 入 金 銭 債 権	949	-	-	750	-
商 品 有 価 証 券	-	2	-	-	-
有 価 証 券	68,459	76,300	7,841	70,114	6,186
貸 出 金	229,201	227,037	2,164	230,267	3,230
外 国 為 替	20	0	20	5	5
そ の 他 資 産	1,468	2,065	597	1,831	234
有 形 固 定 資 産	10,696	10,156	540	10,397	241
無 形 固 定 資 産	406	693	287	618	75
繰 延 税 金 資 産	2,122	2,146	24	2,028	118
支 払 承 諾 見 返	4,122	2,987	1,135	3,473	486
貸 倒 引 当 金	4,683	7,311	2,628	4,939	2,372
資 産 の 部 合 計	337,375	335,138	2,237	335,524	386
(負 債 の 部)					
預 金	309,765	311,541	1,776	308,205	3,336
借 用 金	5,455	4,743	712	5,306	563
外 国 為 替	0	-	-	-	-
社 債	180	140	40	160	20
そ の 他 負 債	1,195	1,496	301	1,342	154
退 職 給 付 引 当 金	261	233	28	247	14
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	85	105	20	101	4
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	-	12	-	-	-
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	855	832	23	855	23
負 の の れ ん	11	-	-	-	-
支 払 承 諾	4,122	2,987	1,135	3,473	486
負 債 の 部 合 計	321,932	322,092	160	319,692	2,400
(純 資 産 の 部)					
資 本 金	6,400	6,400	-	6,400	-
資 本 剰 余 金	235	235	-	235	-
利 益 剰 余 金	8,066	5,781	2,285	8,184	2,403
自 己 株 式	27	29	2	28	1
(株 主 資 本 合 計)	14,674	12,386	2,288	14,791	2,405
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	352	441	89	86	355
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	14	4	10	8	4
土 地 再 評 価 差 額 金	1,121	1,088	33	1,121	33
(評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計)	754	642	112	1,026	384
少 数 株 主 持 分	14	15	1	15	0
純 資 産 の 部 合 計	15,443	13,045	2,398	15,832	2,787
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	337,375	335,138	2,237	335,524	386

は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 1,731 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により損益処理

数理計算上の差異 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年)による定率法により翌連結会計年度から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、15 年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に 12 分の 6 を乗じた額を計上しております。

10. 役員退職慰労引当金は、内規に基づく中間連結会計期間末要支給額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。(会計方針の変更)

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理してりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金に関する監査上の取扱い(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第 42 号平成 19 年 4 月 13 日)」が公表されたため、当中間連結会計期間より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。この変更により、経常損失及び税金等調整前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ 12 百万円増加しております。

12. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

13. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰

延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損失のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は6百万円（税効果額控除前）であります。

14. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当中間連結会計期間において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

15. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

16. 当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額
70百万円

17. 関係会社の株式総額（連結子会社及び連結子法人等の株式を除く） 26百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 12,020百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 316百万円（当中間連結会計期間圧縮記帳額 百万円）

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,686百万円、延滞債権額は13,095百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は30百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,101百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 18,913 百万円であります。

なお、20. から 23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 3,464 百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 100 百万円

有価証券 149 百万円

担保資産に対応する債務

借入金 560 百万円

上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金 9 百万円及び有価証券 13,878 百万円を差し入れております。

また、借入金 3,451 百万円及び社債に対する銀行保証 140 百万円の担保として、簿外資産であるリース債権等 3,526 百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は 8 百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成 10 年 3 月 31 日

同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号)第 2 条第 1 号及び 4 号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 500 百万円が含まれております。

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第 2 条第 3 項)による社債に対する保証債務の額は 1,125 百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 38 号平成 19 年 4 月 17 日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ 550 百万円減少します。

29. 1 株当たりの純資産額 280 円 50 銭

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債			
地方債	2,204	2,224	19
短期社債			
社債	6,036	6,005	31
その他	6,500	6,010	489
合計	14,741	14,239	501

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	2,749	2,799	50
債券	53,412	52,600	812
国債	24,391	23,991	399
地方債	3,181	3,079	101
短期社債			
社債	25,840	25,529	311
その他	4,640	4,662	21
合計	60,802	60,062	740

なお、上記の評価差額に繰延税金資産299百万円を加えた額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当行では、売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が把握できる有価証券について、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行うこととしております。当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について、89百万円減損処理を行っております。

時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準

時価の下落率が50%以上の場合。

時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、格付もしくは過去一年間にわたる市場価格の推移を勘案して決定する。

時価の下落率が30%未満の場合には、「著しく下落した」に該当しないものとする。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	464
非上場事業債	445
その他	19
関連法人等株式	26
その他有価証券	1,004
非上場株式	200
組合出資	123
非上場事業債	680

32. 当中間連結会計期間中に、満期保有目的の債券680百万円の保有区分を運用方針の変更により、その他有価証券に区分しております。

33. 当中間連結会計期間末において金銭の信託の保有はございません。

34. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券はございません。

35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,388百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが8,775百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

36. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

37.（会計方針の変更）

固定資産の減損に係る会計基準を適用しており、資産のグルーピングの方法について、従来は、主として営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としておりましたが、今般一部の地域について営業体制の見直しを行ったことに伴い、全店の営業体制を見直した結果、当中間連結会計期間から、営業店単位によるグルーピング（ただし、一部の母店との相互補完関係が強い店舗は、連合店としてグルーピング）に変更いたしました。これにより税金等調整前中間純損失は35百万円増加しております。

(2) 中間連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年中間期 (A)	平成19年中間期 (B)	比較 (B - A)	平成18年 (要 約) (C)
経 常 収 益	4,762	5,239	477	10,027
資 金 運 用 収 益	3,197	3,534	337	6,549
(うち貸出金利息)	(2,740)	(2,909)	(169)	(5,574)
(うち有価証券利息配当金)	(395)	(520)	(125)	(826)
役 務 取 引 等 収 益	398	463	65	847
そ の 他 業 務 収 益	1	6	5	55
そ の 他 経 常 収 益	1,165	1,234	69	2,574
経 常 費 用	4,524	7,257	2,733	9,383
資 金 調 達 費 用	197	557	360	555
(うち預金利息)	(138)	(495)	(357)	(432)
役 務 取 引 等 費 用	289	308	19	576
そ の 他 業 務 費 用	4	5	1	5
営 業 経 費	2,391	2,451	60	4,799
そ の 他 経 常 費 用	1,640	3,935	2,295	3,446
経 常 利 益	237	2,017	2,254	644
特 別 利 益	17	2	15	21
特 別 損 失	1	122	121	7
税金等調整前中間(当期)純利益	253	2,137	2,390	658
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6	86	80	266
過 年 度 未 払 法 人 税 等 戻 入 額	11	-	-	11
法 人 税 等 調 整 額	101	96	5	11
少 数 株 主 利 益	0	0	0	1
中 間 (当 期) 純 利 益	155	2,320	2,475	389

中間連結損益計算書の注記(当中間連結会計期間 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 1 株当たり中間純損失金額 49 円 94 銭

3 . 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額 2,711 百万円、株式等償却 89 百万円、債権売却損 48 百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額 12 百万円を含んでおります。

4 . 当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております。(ただし、一部の母店との相互補完関係が強い店舗は、連合店としてグルーピングしております。)

このうち、以下の資産について、使用方法の変更や市場価格の著しい下落により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額101百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	鳥取県米子市 鳥取県倉吉市
主な用途	営業用店舗 2 ヶ所
種類	土地及び建物
減損損失	85百万円(うち土地74百万円、建物10百万円)

地域	島根県雲南市 島根県浜田市
主な用途	遊休資産 2 ヶ所
種類	土地及び建物
減損損失	16百万円(うち土地14百万円、建物 2 百万円)

なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(3) 中間連結株主資本等変動計算書

当中間連結会計期間(自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)

(単位 : 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	6,400	235	8,026	26	14,635
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)2			116		116
中間純利益			155		155
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分				0	0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計			39	0	38
平成18年9月30日残高	6,400	235	8,066	27	14,674

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	488		1,121	632	13	15,282
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)2						116
中間純利益						155
自己株式の取得						1
自己株式の処分						0
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	136	14		121	0	122
中間連結会計期間中の変動額合計	136	14		121	0	161
平成18年9月30日残高	352	14	1,121	754	14	15,443

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間連結会計期間(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

(単位 : 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高	6,400	235	8,184	28	14,791
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)2			116		116
中間純損失			2,320		2,320
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分				0	0
土地再評価差額金の取崩			33		33
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計			2,403	1	2,404
平成19年9月30日残高	6,400	235	5,781	29	12,386

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
平成19年3月31日残高	86	8	1,121	1,026	15	15,832
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)2						116
中間純損失						2,320
自己株式の取得						1
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩			33	33		
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	354	4		349	0	349
中間連結会計期間中の変動額合計	354	4	33	383	0	2,787
平成19年9月30日残高	441	4	1,088	642	15	13,045

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前連結会計年度(自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

(単位 : 百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高	6,400	235	8,026	26	14,635
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)2			116		116
剰余金の配当			116		116
当期純利益			389		389
自己株式の取得				3	3
自己株式の処分				1	1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計			157	2	155
平成19年3月31日残高	6,400	235	8,184	28	14,791

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高	488		1,121	632	13	15,282
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)2						116
剰余金の配当						116
当期純利益						389
自己株式の取得						3
自己株式の処分						1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	402	8		393	1	395
連結会計年度中の変動額合計	402	8		393	1	550
平成19年3月31日残高	86	8	1,121	1,026	15	15,832

(注) 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2 . 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間連結株主資本等変動計算書の注記

(当中間連結会計期間 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類および株式数は、次のとおりであります。

(単位：千株)

	直前連結会計 年度末株式数	当中間連結会 計期間増加 株式数	当中間連結会 計期間減少 株式数	当中間連結会 計期間末 株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	46,560			46,560	
合計	46,560			46,560	
自己株式					
普通株式	104	5	0	109	(注)
合計	104	5	0	109	

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

2. 当行の配当については、次のとおりであります。

当中間連結会計期間中の配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額	1株当たり の金額	基準日	効力発生日
平成 19 年 6 月 27 日 定時株主総会	普通株式	116 百万円	2.5 円	平成 19 年 3 月 31 日	平成 19 年 6 月 28 日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

決議	株式の 種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり の金額	基準日	効力発生日
平成 19 年 11 月 19 日 取締役会	普通株式	116 百万円	その他利益 剰余金	2.5 円	平成 19 年 9 月 30 日	平成 19 年 12 月 7 日

(単位：百万円)

科 目	平成18年中間 期末 (A)	平成19年中間 期末 (B)	比較 (B - A)	平成18年度末 (要約) (C)	比較 (B - C)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
税金等調整前中間(当期)純利益	253	2,137	2,390	658	2,795
減価償却費	881	907	26	1,776	869
減損損失	-	101	-	-	-
のれん償却額	11	-	-	22	-
持分法による投資損益()	1	2	3	2	4
貸倒引当金の増減()額	82	2,371	2,453	173	2,198
退職給付引当金の増減()額	22	13	9	35	22
役員退職慰労引当金の増減()額	90	3	93	74	77
睡眠預金払戻損失引当金の増減()額	-	12	-	-	-
資金運用収益	3,197	3,534	337	6,549	3,015
資金調達費用	197	557	360	555	2
有価証券関係損益()	10	61	71	271	332
為替差損益()	0	0	0	0	0
有形固定資産処分損益()	68	68	0	191	123
無形固定資産処分損益()	2	2	0	5	3
貸出金の純増()減	1,363	3,229	4,592	2,428	5,657
預金の純増減()	8,885	3,335	5,550	7,325	3,990
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	369	162	531	221	383
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	515	2,931	3,446	3,041	110
コールローン等の純増()減	4,249	3,250	7,499	3,150	6,400
外国為替(資産)の純増()減	15	5	20	0	5
外国為替(負債)の純増減()	0	0	0	0	0
普通社債の発行・償還による純増減()	20	20	0	40	20
資金運用による収入	3,157	3,538	381	6,575	3,037
資金調達による支出	132	373	241	358	15
その他	190	300	490	145	155
小 計	4,292	13,837	9,545	7,443	6,394
法人税等の支払額	436	9	427	684	675
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,856	13,828	9,972	6,759	7,069
投資活動によるキャッシュ・フロー					
有価証券の取得による支出	10,933	16,285	5,352	17,654	1,369
有価証券の売却による収入	204	1,894	1,690	1,552	342
有価証券の償還による収入	5,527	7,523	1,996	9,901	2,378
有形固定資産の取得による支出	1,090	784	306	1,762	978
有形固定資産の売却による収入	15	30	15	25	5
無形固定資産の取得による支出	102	176	74	401	225
無形固定資産の売却による収入	0	0	0	0	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,379	7,798	1,419	8,339	541
財務活動によるキャッシュ・フロー					
劣後特約付借入による収入	-	500	-	-	-
劣後特約付借入金の返済による支出	-	900	-	-	-
自己株式の取得による支出	1	1	0	3	2
自己株式の売却による収入	0	0	0	1	1
配当金の支払額	116	116	0	232	116
財務活動によるキャッシュ・フロー	116	517	401	234	283
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	0	0	0	0
現金及び現金同等物の増加額	2,640	5,513	8,153	1,815	7,328
現金及び現金同等物の期首残高	6,667	4,852	1,815	6,667	1,815
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	4,027	10,365	6,338	4,852	5,513

中間連結キャッシュ・フロー計算書の注記

(当中間連結会計期間 自 平成 19 年 4 月 1 日 至 平成 19 年 9 月 30 日)

注 1 . 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2 . 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

3 . 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

現金預け金勘定	13,059 百万円
定期預け金	2,177 百万円
普通預け金	476 百万円
その他	39 百万円
<hr/>	
現金及び現金同等物	10,365 百万円

セグメント情報

1. 事業の種類別セグメント情報

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	3,650	1,110	1	4,762		4,762
(2) セグメント間の内部経常収益	25	48		74	(74)	
計	3,676	1,159	1	4,837	(74)	4,762
経常費用	3,496	1,107		4,603	(78)	4,524
経常利益(は経常損失)	180	51	1	233	4	237

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	4,105	1,131	2	5,239		5,239
(2) セグメント間の内部経常収益	23	46		70	(70)	
計	4,128	1,178	2	5,309	(70)	5,239
経常費用	6,173	1,154		7,327	(70)	7,257
経常利益(は経常損失)	2,044	23	2	2,017	0	2,017

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する経常収益	7,761	2,263	2	10,027		10,027
(2) セグメント間の内部経常収益	46	97		144	(144)	
計	7,807	2,360	2	10,171	(144)	10,027
経常費用	7,263	2,282		9,545	(162)	9,383
経常利益(は経常損失)	544	78	2	625	18	644

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業・・・銀行業

(2) リース業・・・リース業

(3) その他の事業・・・クレジットカード業

3 会計方針の変更

(減価償却の計上)

平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、「銀行業」の経常費用、経常損失に与える影響は軽微であります。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、「銀行業」の経常費用、経常損失は、従来の方法によった場合に比べ4百万円増加しております。

(睡眠預金払戻損失引当金の計上)

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金に関する監査上の取扱い(日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日)」が公表されたため、当中間連結会計期間より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。

この変更により、「銀行業」の経常費用、経常損失は、従来の方法によった場合に比べ、12百万円増加しております。

2. 所在地別セグメント情報
全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。
3. 国際業務経常収益
国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

リース取引関係

決算短信における開示の重要性が大きいと考えられるため、開示を省略しております。

有価証券関係

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債			
地方債	2,204	2,224	19
短期社債			
社債	6,036	6,005	31
その他	6,500	6,010	489
合計	14,741	14,239	501

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成19年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	2,749	2,799	50
債券	53,412	52,600	812
国債	24,391	23,991	399
地方債	3,181	3,079	101
短期社債			
社債	25,840	25,529	311
その他	4,640	4,662	21
合計	60,802	60,062	740

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については、中間連結決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価により、また、株式及び受益証券以外については、中間連結決算日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

- 2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のある株式について89百万円減損処理を行っております。

時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準

時価の下落率が50%以上の場合。

時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、格付もしくは過去の一年間にわたる市場価格の推移を勘案して決定する。

時価の下落率が30%未満の場合には、「著しく下落した」に該当しないものとする。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成19年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	464
非上場事業債	445
その他	19
関連会社株式	26
その他有価証券	1,004
非上場株式	200
組合出資	123
非上場事業債	680

金銭の信託関係

- 1 運用目的の金銭の信託はありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託はありません。
- 3 その他の金銭の信託はありません。

その他有価証券評価差額金

その他有価証券評価差額金(平成19年9月30日現在)
 中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	740
その他有価証券	740
その他の金銭の信託	
(+)繰延税金資産	299
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	441
(-)少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	441

デリバティブ取引関係

(1) 金利関連取引(平成19年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物 金利オプション			
店頭	金利先渡契約 金利スワップ 金利オプション その他	750	3	6
	合計		3	6

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

- (2) 通貨関連取引はありません。
- (3) 株式関連取引はありません。
- (4) 債券関連取引はありません。
- (5) 商品関連取引はありません。
- (6) クレジットデリバティブ取引はありません。

(1 株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり純資産額	円	332.09	280.50	340.48
1株当たり中間(当期)純利益	円	3.35	49.94	8.39

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり純資産額				
純資産の部合計	百万円	15,443	13,045	15,832
純資産の部合計から控除する金額	百万円	14	15	15
うち少数株主持分	百万円	14	15	15
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産	百万円	15,428	13,029	15,817
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	46,459	46,450	46,455

2 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	155	2,320	389
普通株主に帰属しない金額	百万円			
普通株式に係る中間(当期)純利益	百万円	155	2,320	389
普通株式の期中平均株式数	千株	46,461	46,452	46,459

3 なお、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

5. 中間貸借対照表
 (1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	平成18年中間期 末(A)	平成19年中間期 末(B)	比較(B-A)	平成18年度末(要 約)(C)	比較(B-C)
(資 産 の 部)					
現 金 預 け 金	12,686	12,808	122	10,098	2,710
コ ー ル 口 ー ン	11,400	8,000	3,400	10,500	2,500
買 入 金 銭 債 権	989	25	964	782	757
商 品 有 価 証 券	-	2	-	-	-
有 価 証 券	68,952	76,769	7,817	70,586	6,183
貸 出 金	230,939	228,876	2,063	232,111	3,235
外 国 為 替	20	0	20	5	5
そ の 他 資 産	1,033	1,020	13	1,089	69
有 形 固 定 資 産	5,306	5,110	196	5,262	152
無 形 固 定 資 産	162	459	297	389	70
繰 延 税 金 資 産	2,039	2,047	8	1,942	105
支 払 承 諾 見 返	4,122	2,987	1,135	3,473	486
貸 倒 引 当 金	4,590	7,200	2,610	4,841	2,359
資 産 の 部 合 計	333,062	330,907	2,155	331,401	494
(負 債 の 部)					
預 金	309,998	311,703	1,705	308,640	3,063
借 用 金	1,835	1,292	543	1,717	425
外 国 為 替	0	-	-	-	-
そ の 他 負 債	949	1,250	301	1,066	184
退 職 給 付 引 当 金	261	233	28	247	14
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	85	98	13	101	3
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	-	12	-	-	-
再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	855	832	23	855	23
支 払 承 諾	4,122	2,987	1,135	3,473	486
負 債 の 部 合 計	318,106	318,409	303	316,100	2,309
(純 資 産 の 部)					
資 本 金	6,400	6,400	-	6,400	-
資 本 剰 余 金	235	235	-	235	-
資 本 準 備 金	235	235	-	235	-
利 益 剰 余 金	7,594	5,249	2,345	7,668	2,419
利 益 準 備 金	948	994	46	971	23
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,645	4,254	2,391	6,696	2,442
別 途 積 立 金	5,572	5,572	-	5,572	-
繰 越 利 益 剰 余 金	1,073	1,317	2,390	1,124	2,441
自 己 株 式	27	29	2	28	1
(株 主 資 本 合 計)	14,202	11,854	2,348	14,275	2,421
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	352	441	89	86	355
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	14	4	10	8	4
土 地 再 評 価 差 額 金	1,121	1,088	33	1,121	33
(評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計)	754	642	112	1,026	384
純 資 産 の 部 合 計	14,956	12,497	2,459	15,301	2,804
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	333,062	330,907	2,155	331,401	494

中間貸借対照表の注記(当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式及び受益証券については中間決算日前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、株式及び受益証券以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
4. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
5. 有形固定資産の減価償却は、次の方法により年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

建 物 定率法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用し、税法基準の160%の償却率による。

動 産 定率法を採用し、税法基準の償却率による。

その他 税法の定める方法による。ただし、構築物は税法基準の160%の償却率による。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 4年~50年

動 産 2年~20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。この変更により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ4百万円増加しております。

6. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
7. 外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等の一部については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,731百万円であります。

9. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により損益処理

数理計算上の差異 発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定率法により、翌期から損益処理

なお、会計基準変更時差異については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間期においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。

10. 役員退職慰労引当金は、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、利益計上した睡眠預金について預金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てております。
(会計方針の変更)

利益計上した睡眠預金の預金者への払戻損失は、従来払戻時の費用として処理しておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金に関する監査上の取扱い（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号 平成19年4月13日）」が公表されたため、当中間期より過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を引当てる方法に変更しております。この変更により、経常損失及び税引前中間純損失は、従来の方法によった場合に比べ12百万円増加しております。

12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。また、一部の負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

また、当中間期末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号）を適用して実施しておりました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間・想定元本金額に応じ平成15年度から6年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当中間期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は6百万円（税効果額控除前）であります。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。なお、当中間期において当該ヘッジ会計の適用となる取引はございません。

15. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

16. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額 70百万円

17. 関係会社の株式総額 517百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 3,945百万円

19. 有形固定資産の圧縮記帳額 316百万円（当中間圧縮記帳額 百万円）

20. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,686百万円、延滞債権額は13,088百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

21. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は30百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

22. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は3,101百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

23. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は18,906百万円であります。

なお、20. から 23. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

24. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形及び商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,464百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 100百万円

担保資産に対応する債務はございません。

上記のほか、為替決済、日本銀行歳入代理店等の取引の担保として、預け金9百万円及び有価証券13,878百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は8百万円であります。

26. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号及び4号に定める地価公示価格及び財産評価基本通達に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等）合理的な調整を行って算出

27. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金500百万円が含まれております。

28. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は1,125百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾および支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年4月17日）により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾および支払承諾見返は、それぞれ

550百万円減少します。

29. 1株当たりの純資産額 269円05銭

30. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
国債			
地方債	2,204	2,224	19
短期社債			
社債	6,036	6,005	31
その他	6,500	6,010	489
合計	14,741	14,239	501

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるものはございません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	2,749	2,799	50
債券	53,412	52,600	812
国債	24,391	23,991	399
地方債	3,181	3,079	101
短期社債			
社債	25,840	25,529	311
その他	4,640	4,662	21
合計	60,802	60,062	740

なお、上記の評価差額に繰延税金資産299百万円を加えた額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当行では、売買目的有価証券以外の有価証券のうち、時価が把握できる有価証券について、時価が著しく下落したときは、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損処理を行うこととしております。当中間期において、その他有価証券で時価のある株式について、89百万円減損処理を行っております。

時価が「著しく下落した」と判断するための合理的な基準

時価の下落率が50%以上の場合。

時価の下落率が30%以上50%未満の場合には、格付もしくは過去一年間にわたる市場価格の推移を勘案して決定する。

時価の下落率が30%未満の場合には、「著しく下落した」に該当しないものとする。

31. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	445
非上場事業債	445
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	517
子会社・子法人等株式	516
関連法人等株式	1
その他有価証券	1,002
非上場株式	199
組合出資	123
非上場事業債	680

32. 当中間期に、満期保有目的の債券680百万円の保有目的を運用方針の変更により変更し、その他有価証券に区分しております。

33. 当中間期末において金銭の信託の保有はございません。
34. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券はございません。また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の社債に149百万円含まれております。
35. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、36,788百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが9,175百万円あります。
- なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
36. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）及び「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され（平成19年6月15日付及び7月4日付）、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。
37. （会計方針の変更）

固定資産の減損に係る会計基準を適用しており、資産のグルーピングの方法について、従来は、主として営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としておりましたが、今般一部の地域について営業体制の見直しを行ったことに伴い、全店の営業体制を見直した結果、当中間期から、営業店単位によるグルーピング（ただし、一部の母店との相互補完関係が強い店舗は、連合店としてグルーピング）に変更いたしました。これにより税引前中間純損失は35百万円増加しております。

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

科 目	平成18年中間期 (A)	平成19年中間期 (B)	比較 (B - A)	平成18年 (要 約) (C)
経 常 収 益	3,664	4,128	464	7,785
資 金 運 用 収 益	3,222	3,556	334	6,594
(うち貸出金利息)	(2,764)	(2,931)	(167)	(5,618)
(うち有価証券利息配当金)	(395)	(519)	(124)	(826)
役 務 取 引 等 収 益	398	464	66	848
そ の 他 業 務 収 益	1	7	6	56
そ の 他 経 常 収 益	42	101	59	285
経 常 費 用	3,496	6,173	2,677	7,263
資 金 調 達 費 用	161	518	357	479
(うち預金利息)	(138)	(496)	(358)	(432)
役 務 取 引 等 費 用	289	308	19	576
そ の 他 業 務 費 用	4	5	1	5
営 業 経 費	2,386	2,446	60	4,803
そ の 他 経 常 費 用	652	2,894	2,242	1,398
経 常 利 益	168	2,044	2,212	522
特 別 利 益	17	2	15	21
特 別 損 失	1	122	121	7
税引前中間(当期)純利益	184	2,164	2,348	536
法人税、住民税及び事業税	6	61	55	255
過年度未払法人税等戻入額	11	—	—	11
法人税等調整額	77	109	32	10
中間(当期)純利益	111	2,336	2,447	301

中間損益計算書の注記(当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

注1.記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.1株当たり中間純損失金額 50円29銭

3.«その他経常費用»には、貸倒引当金繰入額2,699百万円、株式等償却89百万円、債権売却損48百万円及び睡眠預金払戻損失引当金繰入額12百万円を含んでおります。

4.当行は、管理会計上の最小単位を営業店単位としております。(ただし、一部の母店との相互補完関係が強い店舗は、連合店としてグルーピングしております。)

このうち、以下の資産について、使用方法の変更や市場価格の著しい下落により割引前キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないものについては、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額101百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地域	鳥取県米子市 鳥取県倉吉市
主な用途	営業用店舗2ヶ所
種類	土地及び建物
減損損失	85百万円(うち土地74百万円、建物10百万円)

地域	島根県雲南市 島根県浜田市
主な用途	遊休資産2ヶ所
種類	土地及び建物
減損損失	16百万円(うち土地14百万円、建物2百万円)

なお、当中間期において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(3) 中間株主資本等変動計算書

前中間期(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(単位 : 百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
				別途積立金					
平成18年3月31日残高	6,400	235	235	925	5,572	1,101	7,598	26	14,207
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当(注)2						116	116		116
利益準備金の積立(注)2				23		23			
中間純利益						111	111		111
自己株式の取得								1	1
自己株式の処分								0	0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計				23		28	4	0	5
平成18年9月30日残高	6,400	235	235	948	5,572	1,073	7,594	27	14,202

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	488		1,121	632	14,840
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)2					116
利益準備金の積立(注)2					
中間純利益					111
自己株式の取得					1
自己株式の処分					0
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	136		14	121	121
中間会計期間中の変動額合計	136		14	121	115
平成18年9月30日残高	352		1,121	754	14,956

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

当中間期(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

(単位 : 百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		利益剰余金合計		
		資本準備金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	繰越利益剰余金			
				別途積立金					
平成19年3月31日残高	6,400	235	235	971	5,572	1,124	7,668	28	14,275
中間会計期間中の変動額									
剰余金の配当(注)2						116	116		116
利益準備金の積立(注)2				23		23			
中間純損失						2,336	2,336		2,336
自己株式の取得								1	1
自己株式の処分								0	0
土地再評価差額金の取崩						33	33		33
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)									
中間会計期間中の変動額合計				23		2,442	2,419	1	2,420
平成19年9月30日残高	6,400	235	235	994	5,572	1,317	5,249	29	11,854

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	土地再評価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	
平成19年3月31日残高	86		1,121	1,026	15,301
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)2					116
利益準備金の積立(注)2					
中間純損失					2,336
自己株式の取得					1
自己株式の処分					0
土地再評価差額金の取崩				33	33
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)	354		4	349	349
中間会計期間中の変動額合計	354		4	383	2,803
平成19年9月30日残高	441		1,088	642	12,497

(注)1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 平成19年6月の定時株主総会における決議項目であります。

前事業年度（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金					
					別途積立金	繰越利益剰 余金				
平成18年3月31日残高	6,400	235	235	925	5,572	1,101	7,598	26	14,207	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当 （注）2						116	116		116	
剰余金の配当						116	116		116	
利益準備金の積立 （注）2				23		23				
利益準備金の積立				23		23				
当期純利益						301	301		301	
自己株式の取得								3	3	
自己株式の処分								1	1	
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)										
事業年度中の変動額 合計				46		23	69	2	67	
平成19年3月31日残高	6,400	235	235	971	5,572	1,124	7,668	28	14,275	

	評価・換算差額等				純資産合計
	其他有価証券	繰延ヘッジ	土地再評価	評価・換算	
	評価差額金	損 益	差 額 金	差額等合計	
平成18年3月31日残高	488		1,121	632	14,840
事業年度中の変動額					
剰余金の配当 （注）2					116
剰余金の配当					116
利益準備金の積立 （注）2					
利益準備金の積立					
当期純利益					301
自己株式の取得					3
自己株式の処分					1
株主資本以外の項 目の事業年度中の 変動額(純額)	402	8		393	393
事業年度中の変動額 合計	402	8		393	460
平成19年3月31日残高	86	8	1,121	1,026	15,301

（注）1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目であります。

中間株主資本等変動計算書の注記(当中間会計期間 自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1. 当行の自己株式の種類及び株式数は、次のとおりであります。

(単位：千株)

	前事業年度末株式数	当中間会計期間増加株式数	当中間会計期間減少株式数	当中間会計期間末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	104	5	0	109	(注)
合計	104	5	0	109	

(注) 増加は単元未満株式の買取りによるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたものであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。